



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp  
http://www.city.sabae.fukui.jp

## 食の安全・安心講座 ～吉川ナスとブルーベリーを科学しよう!～



### もくじ

- 新任農業委員紹介・農地の適正管理について…………… 2
- 鳥獣害対策について …………… 3
- 農地集積の促進について …………… 4
- 農業者年金について …………… 5
- 担い手農業者へのお知らせ …………… 6
- 新規就農関連事業紹介 …………… 7
- 認定農業者紹介・農政カレンダー  
農地よろず相談のお知らせ・編集後記 …………… 8



### 食の安全・安心親子講座 開催

8月4日(火)、食品についての安全や安心について親子で体験していただくとう「食の安全・安心親子講座」がアイアイ鯖江で行われました。

毎年、夏休み期間中に、市内の親子を対象として、おやつや加工食品の成分などを学ぶ体験講座を実施しており、今年で3回目の開催です。

今回は、鯖江市の伝統野菜「吉川ナス」と河和田地区で収穫された「ブルーベリー」を使用して、共通点である紫色の色素に注目した実験を行いました。

夏休みの自由研究にと、熱心にメモをとる保護者の様子も見られ、また実験の後は、ナスピザやジャムを作って試食も行われ、旬の食材をおいしく無駄なくいただきました。

# 新任農業委員紹介

今年7月の市議会の組織改選に伴い、議会より、玉邑哲雄委員、蓑輪昇委員、丹尾廣樹委員が推薦されました。新たな委員を紹介します。また、前任の山崎文男委員、菅原義信委員におかれましては、市農業の振興と発展にお取り組みいただき、ありがとうございました。

## 紹介事項

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 委員としての抱負



- ① 玉邑哲雄委員
- ② 柳町
- ③ 鯖江の農業を発展させるために地域に何が必要かを真剣に考え、農業者の声を委員会活動に反映させながら地域の活性化につなげてまいります。



- ① 蓑輪昇委員
- ② 神中町
- ③ 最近の米価下落や農政改革の問題は、そのまま農業経営に関わる問題です。鯖江の農業を守るため、農業者の声を行政に反映させていただきます。



- ① 丹尾廣樹委員
- ② 下野田町
- ③ 「農地・農業を守る」ことを基本的な使命と位置づけ、未熟ですが、現場における粘り強い取り組みを行います。

## 農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

### 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。(農地法第32条第3項)



### 畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換(盛土)等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

### 農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。申請地(あわせて事業を行おうとする非農地を含む)内にいわゆる赤道、青道等官地(公有地)が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

### 農地を相続した場合は届出が必要です。



相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

# 秋の田起こしによる おいしい米づくり を推進しています



## 秋冬の 鳥獣被害対策

市内の山ぎわでは、集落ぐるみの電気柵の設置、刈り払いなどの山ぎわ環境改善によって、イノシシの被害を抑えることに成功しています。電気柵については他県で不幸な事故がありました。市では、パトロールの結果、危険な電気柵はありませんでした。一方、街中ではアライグマやハクビシンが住宅に住み着き、多くの相談が寄せられています。

そして、最近では南越前町から63頭の大きなサルの群れが、河和田・北中山地区に現れ、これまで以上に鳥獣害に対して地域一丸となつて取り組む必要性が出ています。

里の秋は動物たちにとつても、おいしい季節です。本来、山でひっそりと暮らしていたときよりも動物たちが段々大胆になってきています。それは、人なれの証拠です。知らず知らず、動物たちに食べ物や隠れ家を提供し、「動物たちに加担しているのは人間だった」と、後の祭りにならないためにも厳しい冬に兵糧攻めにすることで動物たちの生活満足度を徹底的に下げましょう。

## 集落内のえさとねぐらをなくす

ポイント **01**

集落内の秋の恵み(クリ、カキ、ギンナン)などは、きちんと収穫しつくす。管理できない、していない果樹がないか気にする。高齢世代などは、ご近所が力を貸してあげましょう。

ポイント **02**

稲刈りあとの2番穂は、放っておくとシカ200日分のえさに相当します。気温の高い10月中にすきこんで、地力をアップしましょう。野菜くずは放置せず堆肥にして利用しましょう。

ポイント **03**

集落内の空き家を気にする。床下の隙間はふさぐ(ねぐらをなくす)。動物の侵入路となる竹やぶ・草やぶは、刈り払いましょう。




ポイント **04**

クマの目撃情報は、市へ速やかに通報。その他のけもの情報も、地域内で共有して、効果的な対策を考えましょう。

【ご相談は】  
市農林政策課 電話 53-22233  
市鳥獣害のない里づくり推進センター 電話 51-2110

# 農地中間管理事業をご利用ください！

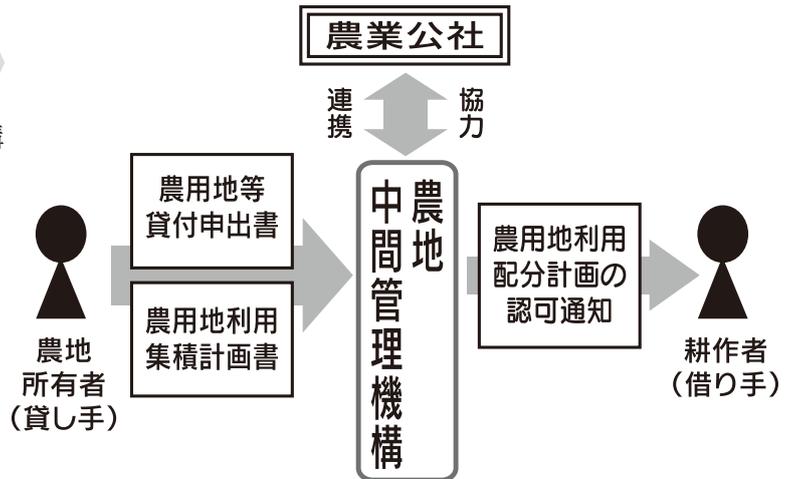
離農する方に対し交付される「経営転換協力金」は、この事業を利用することが条件となります。  
**近い将来、離農を考えている方は、お早めに農業公社グリーンさばえ（TEL53-2234）にご相談ください！**

公益財団法人農業公社グリーンさばえは、福井県農地中間管理機構の窓口となり、地主から農地を借受し、担い手農業者等に貸付けることで、農地利用の集積を進めています。農地を貸出すことに不安のある地主と規模拡大と面的集積を考える農業者の間に入り、地主が安心して農地を担い手に貸し出せるように努めています。

## 公社を窓口としての農地の貸借

農地所有者⇒農業公社⇒農地中間管理機構  
「農用地等貸付申出書」「農用地利用集積計画書」各1部を提出

- ・ 中間管理機構 ⇒ 県  
「農用地利用配分計画書」1部を提出
- ・ 県：農用地利用配分計画の認可・  
県報での告示



## ○機構集積協力金について

### 地域集積協力金 (地域に対する支援)

- 1 交付対象者  
市内の「地域(集落)」
- 2 交付要件  
「地域(集落)内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
- 3 交付単価  
【貸付割合】           【単価】  
2割超5割以下       2.0万円/10a  
5割超8割以下       2.8万円/10a  
8割超                 3.6万円/10a  
※今年度までの単価です。  
(任意組織へは貸付できません)

### 経営転換協力金 (経営転換・リタイヤする場合の支援)

- 1 交付対象者  
機構に貸付けることにより  
・ 経営転換する農業者  
・ リタイヤする農業者  
・ 農地の相続人
- 2 交付要件  
・ 全農地を10年以上機構に貸付、かつ  
・ 農地が機構から受け手に貸付けられていること
- 3 交付単価  
【貸付割合】           【単価】  
0.5ha以下             30万円/戸  
0.5ha超2ha以下       50万円/戸  
2ha超                 70万円/戸

# 農業者の未来を支える農業者年金

## 農業者年金とは？

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。

## 農業者年金の5つのメリット

### 1. 少子高齢時代に強く安定した年金

自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金。加入者・受給者数に左右されない制度です。

### 2. 終身年金で生涯安心80歳までの保証付き

年金は生涯支給され、もし80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取るはずであった年金相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### 3. 公的年金ならではの税制の優遇措置！

支払った保険料は、全額(年額12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。さらに将来受け取る農業者年金は、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

### 4. 保険料の額は自分で決められる！

保険料は(月額2万円から6万7千円の間で)自分で選べ、経営の状態や生活に合わせて、いつでも見直すことができます。

### 5. 農業の担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしているなど、要件を備えた農業者には、保険料(月2万円)の2割、3割、5割の国庫補助があります。(最大で20年間)

## 受給者のみなさまへ

### ●現況届は必ず提出しましょう！

現況届が提出されないと、受給者の生存を確認できないため、11月支払い分の年金から差し止められます。毎年5月末日までに、現況届が自宅に郵送されてきますので、必要事項を記入・署名して6月30日までに農業委員会に提出してください。

### ●住所、振込口座の変更届はすみやかに！

住所の変更や年金の振込口座を変更する場合には、最寄のJAまたは農業委員会に相談してください。

## ご家族のみなさまへ

- 将来、受給者の亡くなられた場合は、10日以内に農業者年金死亡関係届書を最寄のJAへ提出してください。年金は、死亡した月まで受給できます。



## ハウス園芸を始めませんか（ハウス園芸チャレンジ支援事業補助金）

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が園芸に取り組む前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象：農業収益を得ることを目的に新規に園芸への参入を希望する、市内在住の70歳未満の人。

内容：市・農業公社で、使用できる園芸ハウスを探し、希望者とマッチングを行い、園芸ハウス使用料を市が負担します。（負担額は市の予算の範囲内）

## 園芸農業に取り組んでみませんか（園芸早期定着条件整備支援事業補助金）

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が効率的に良質な園芸作物を生産できるように、栽培に必要な機材の整備および土壌改良等の生産体制を整え、早期に安定した園芸経営が定着するように支援することで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象：土地利用型農業からの園芸参入希望者、または園芸参入を希望する土地持ち帰農者で70歳未満の人

内容：園芸への参入を希望する人が営農計画（期間：2年間、作付面積：概ね1,000㎡以上）を作成し、市、JAおよび県が栽培と販売を支援する中で、営農計画の実施に必要な機材の購入および土壌改良等の生産体制整備に要する経費の一部を助成します。助成の対象は以下のとおりです。

内 容	募集期間
①主要な農耕機材および耕作する農地の盛土等の経費	経費の1/3を助成 (限度額 単年度150千円)
②就農地が鳥獣害の被害多発地域の場合は、電気柵等、被害防止施設設置経費	経費の1/3を助成 (限度額50千円)
③農業委員会等の斡旋による耕作放棄地等で営農する場合は、農地への復旧経費と土壌改良経費	経費の1/2を助成 (限度額100千円)

※ただし、上記の①は園芸開始から2年度を限度とし、②と③は園芸開始から2年間のうちで1回とします。

以上、詳しくは農林政策課（TEL53-2234）まで

# 楽しく農業に触れ合うなら園芸カレッジ!!

県内外から就農希望者を募り、園芸分野の生産技術など就農に必要な技能や経営ノウハウなど必要な知識を指導するとともに、水田園芸に新たに取り組む水稻農家、集落営農組織を対象にした技術研修を行うことにより、園芸分野の即戦力となる人材を育成し、本県の園芸の振興を図ることを目的に、昨年「ふくい園芸カレッジ」が開校しました。

施設の概要	
所 在	福井県あわら市井江葎50-8
施 設	研修棟、研修用ハウス（15棟）、研修用露地畑約80aなど

# 鯖江市は新規就農者を応援しています!!

☆今年度4月から8月末時点での市へ新規就農のご相談は4件ございました。

※現在、県と国が対応している補助（一部）は以下のとおりです。

45歳以下の方  
就農予定時の年齢が

区分	対象者	給付金の額
青年就農給付金 (準備型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農予定時の年齢が45歳未満</li> <li>研修後、就農が確実である</li> <li>ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） または里親農家にて研修を実施</li> </ul>	年/最大150万円×最長2年間
青年就農給付金 (経営開始型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農開始時の年齢が45歳未満</li> </ul>	年/最大150万円×最長5年間

45歳以上60歳未満の方  
就農開始時の年齢が

区分	対象者		奨励金の額
就農奨励金	非農家出身者	1年目	15万円/月×12か月
		2年目	10万円/月×12か月
		3年目	5万円/月×12か月
	兼業農家出身者	1年目	15万円/月×12か月
	専業農家出身者	1年目	5万円/月×12か月
小農具等整備奨励金	非農家出身者		小農具等の購入費の1/2以内の額。 ただし50万円を限度とする。

県外から福井県に  
就農するため移り住む方

区分	対象者	給付金の額
研修奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外出身者</li> <li>就農予定時の年齢が60歳未満</li> <li>研修後、就農が確実である</li> <li>ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） または里親農家にて研修を実施</li> </ul>	月/最大5万円×最長2年間
県単就農給付金 (準備型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外出身者</li> <li>就農予定時の年齢が45歳以上60歳未満</li> <li>研修後、就農が確実である</li> <li>ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） にて研修を実施</li> </ul>	月/最大7万5千円×最長2年間

研修コース				
コース名	定員	対象者	期間	受講料
新規就農コース	20名	福井県で新たに園芸部門での新規就農を目指す方	2年間	無料(テキスト代、肥料農薬費等は実費)
プラス園芸コース	70名 (前後期各35名)	県内の水稻農家、集落営農組織で新たに園芸に取り組む方	各期 4ヶ月 (8回)	8,000円

## 【ふくい園芸カレッジに関するお申込み、お問合わせ先】

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県農林水産部地域農業課 農業人材確保グループ  
 Tel 0776-20-0433 Fax 0776-20-0651  
 メールアドレス chinou@pref.fukui.lg.jp

# 認定農業者紹介

6月11日認定農業者の認定授与式が行われ、新たに3経営体が牧野市長から認定書を授与されました。



写真：左から久保氏、杉本氏、水間氏

**水間 照男 さん (石田上町)**  
経営形態 水稲、露地 (さばえ菜花)

**久保 敬紀 さん (北野町)**  
経営形態 水稲、そば

**杉本 敏行 さん (別所町)**  
経営形態 水稲 (菜花米)、そば

## 平成27年度農業経営塾の開催について

農業経営改善、担い手の育成につなげていくことを目的に下記日程にて「農業経営塾」を開催します。皆様ご参加ください。

第 1 回	
日 時	10月5日(月) 午後7時から
テーマ	迷惑な草と迷惑じゃない草について 考えましょう!
講 師	福井県立大学 生物資源学部 水口 亜樹 氏
会 場	鯖江市文化の館 2階多目的ホール
第 2 回	
日 時	11月6日(金) 午前10時から
テーマ	農業機械整備の基礎知識
講 師	J A たんなん農機センター担当職員
会 場	J A たんなん農機センター

**申込・問合せ** 鯖江市産業環境部農林政策課  
TEL 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153

## 農業委員会・農政・農林カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

### 平成27年

**10月** 5日 第1回農業経営塾  
7日 丹南地区農業委員研修会  
28日 第10回農業委員会総会

**11月** 6日 第2回農業経営塾  
13日 福井県農業委員大会  
27日 第11回農業委員会総会

**12月** 24日 第12回農業委員会総会

### 平成28年

**1月** 15日 ふるさと鯖江の料理を楽しむ会  
28日 第1回農業委員会総会

**2月** 26日 第2回農業委員会総会  
26日 農業委員、担い手研修交流会

**3月** 25日 第3回農業委員会総会

## ～農地よろず相談会～

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。準備の都合上、開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
10月14日(水)午後2時～5時	10月7日(水)午後5時
11月11日(水)午後2時～5時	11月4日(水)午後5時
12月16日(水)午後2時～5時	12月9日(水)午後5時

**場 所** アイアイ鯖江2階相談室  
**相 談 員** 司法書士 孝久忠央 氏  
**申込方法** 電話またはファックスで農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局 (農林政策課内)  
TEL 53-2234 FAX 51-8153

## 編集後記

市内で新たに農業をしたいという若者の新規就農相談は8月末時点で4件あり、将来の担い手となり得る人材を応援できることを喜ばしく感じています。

また、農家を営んでおられるみなさまを対象に農業経営塾を開催させていただきますので、ご参加をお待ちしています。

農家のみなさまには忙しい季節ですが、お体に気をつけて頑張ってください。